金沢市地域福祉計画２０１８

再犯防止推進編

令和３年３月

金沢市

目　　次

第１章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
１ 計画策定の趣旨
２ 計画の位置づけ
３ 計画の対象者
４ 計画の期間
５ 推進体制

第２章 再犯防止をとりまく状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第３章 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
基本方針
重点課題

第４章 再犯防止のために取り組んでいく施策・・・・・・・・・・・・・・16
第１ 就労・住居の確保等のための取組
第２ 福祉・医療サービスの提供のための取組
第３ 非行の未然防止と学び直しへの支援のための取組
第４ 犯罪をした人たちへの理解の促進と一人ひとりに応じた支援の実施のための取組
第５ 国・県・他の市町との連携強化、民間団体等の活動の促進等のための取組

【参考資料】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
再犯防止推進作業部会委員名簿
計画策定経過
用語解説
再犯防止推進法（一部抜粋）
国の再犯防止推進計画に提示されている基本方針と重点課題

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

平成 28 年 12 月に国において、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が制定されました。また、平成 30 年度から５か年を期間とする「再犯の防止等の推進に関する計画」（以下「再犯防止推進計画」という。）が平成 29 年 12 月に閣議決定されました。さらに、石川県においても、令和２年３月に「石川県再犯防止推進計画」が策定されました。

金沢市における刑法犯の認知件数は、令和元年は 2,225 件となっており、安心して暮らせるまちづくりに向けた各種取組により、平成 27 年以降、４年連続で減少し続けています。

その一方で、金沢市の刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」（令和元年）は 55.9％と、全国の 50.5％、石川県の 52.3％を上回っており、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

また、犯罪をした人の中には、安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けての支援を必要とする人が多く存在するにもかかわらず、必要な支援を受けられないまま犯罪を繰り返していることが少なくありません。

このような状況の中、金沢市でも、現在の取組を踏まえ、市としての再犯の防止等に関する施策を推進するため、「金沢市地域福祉計画２０１８」において「再犯防止推進編」を策定し、地域の実情に応じた再犯防止施策の実施をとおして、犯罪をした人たちが繰り返し罪を犯すことのないよう円滑に社会復帰し、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会づくりを目指します。

２　計画の位置づけ

金沢市地域福祉計画に、新たに「再犯防止推進編」を策定し、これを再犯防止推進法第８条第１項に規定する「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」に位置づけます。

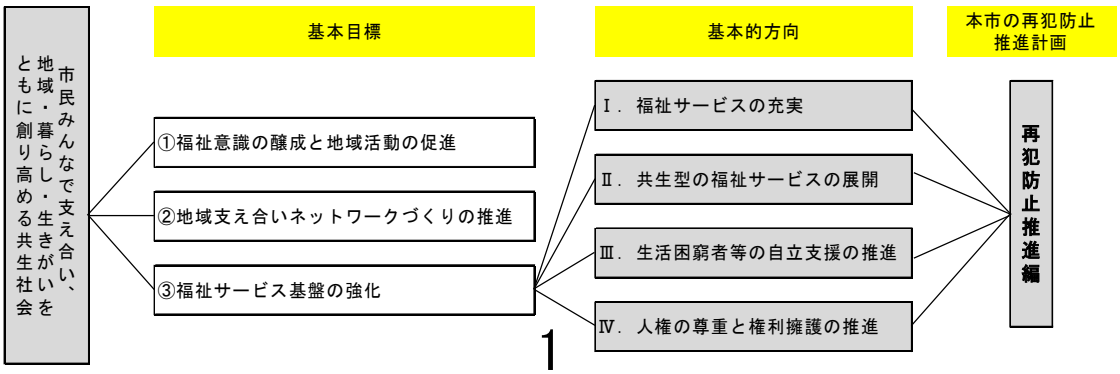

３ 計画の対象者

計画の対象者は、金沢市に居住する又は居住する見込みのある者等で、再犯防止推進法第２条第１項に規定する「犯罪をした者等」とします。

４ 計画の期間

令和３年度 (2021 年度)から「金沢市地域福祉計画 2018」の計画期間である令和４年度 (2022 年度)までの２年間の計画として策定します。

５ 推進体制

【関係機関との連携・協力】

計画の推進にあたっては、国、県、他の市町、民間団体等と連携・協力しながら再犯の防止等に関する施策を推進します。

【庁内の実施体制】

市役所、市教育委員会の関係部署による再犯の防止を推進するための連携・協議の場を設け、情報共有等を図りながら、庁内各部署が相互に協力して施策に取り組み、全庁一丸となって計画を推進します。

第２章　再犯防止をとりまく状況

１ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率[1]

石川県の刑法犯により検挙された者は減少傾向にあり、令和元年には、1,428 人となっています。また、刑法犯により検挙された再犯者も減少傾向にありますが、初犯者の減少がそれを上回っているため、再犯者率は横ばい傾向にあります。

また、金沢市の刑法犯認知件数についても、平成 27 年以降、減少傾向にあります。

一方で、令和元年の再犯者率について、金沢市は 55.9％となっており、全国の 50.5％、石川県の 52.3％を大きく上回っています[2]。

図表１　金沢市の刑法犯認知件数

	H26	H27	H28	H29	H30	R元
刑法犯認知件数	3,790件	3,807件	3,095件	2,573件	2,265件	2,225件

出典：石川県警察本部刑事企画課調べ

[1] 再犯者・・・・刑法犯により検挙された者のうち，再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり，再び検挙された者をいう）の人員

再犯者率・・・刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率

図表２　金沢市（金沢中・東・西警察署）犯罪統計データ

【法務省矯正局調査】

平成31年・令和元年　罪種別　初犯者・再犯者別　検挙人員（少年を除く）

	総数	うち）女性	初犯者	うち）女性	再犯者	うち）女性	再犯者率	うち）女性
刑法犯総数	599	131	264	60	335	71	55.9%	54.2%
うち）凶悪犯	8	1	5	1	3	0	37.5%	0.0%
うち）粗暴犯	151	13	93	10	58	3	38.4%	23.1%
うち）窃盗犯	328	108	116	42	212	66	64.6%	61.1%
うち）知能犯	35	3	9	2	26	1	74.3%	33.3%
うち）風俗犯	15	0	8	0	7	0	46.7%	－
覚醒剤取締法	24	5	3	2	21	3	87.5%	60.0%
麻薬等取締法	5	1	4	1	1	0	20.0%	0.0%
大麻取締法	16	2	11	2	5	0	31.3%	0.0%

注１　「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。
　２　犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

※参考

【全国】

	総数	うち）女性	初犯者	うち）女性	再犯者	うち）女性	再犯者率	うち）女性
刑法犯総数	172,197	37,416	85,245	22,257	86,952	15,159	50.5%	40.5%

【石川県】

	総数	うち）女性	初犯者	うち）女性	再犯者	うち）女性	再犯者率	うち）女性
刑法犯総数	1,319	320	629	177	690	143	52.3%	44.7%

[2]　ここで示した令和元年の再犯者率は「令和２年度版 犯罪白書」の検挙人員から少年の人数（犯行時少年であった者を含む。）を除いたものである

図表３ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（石川県）

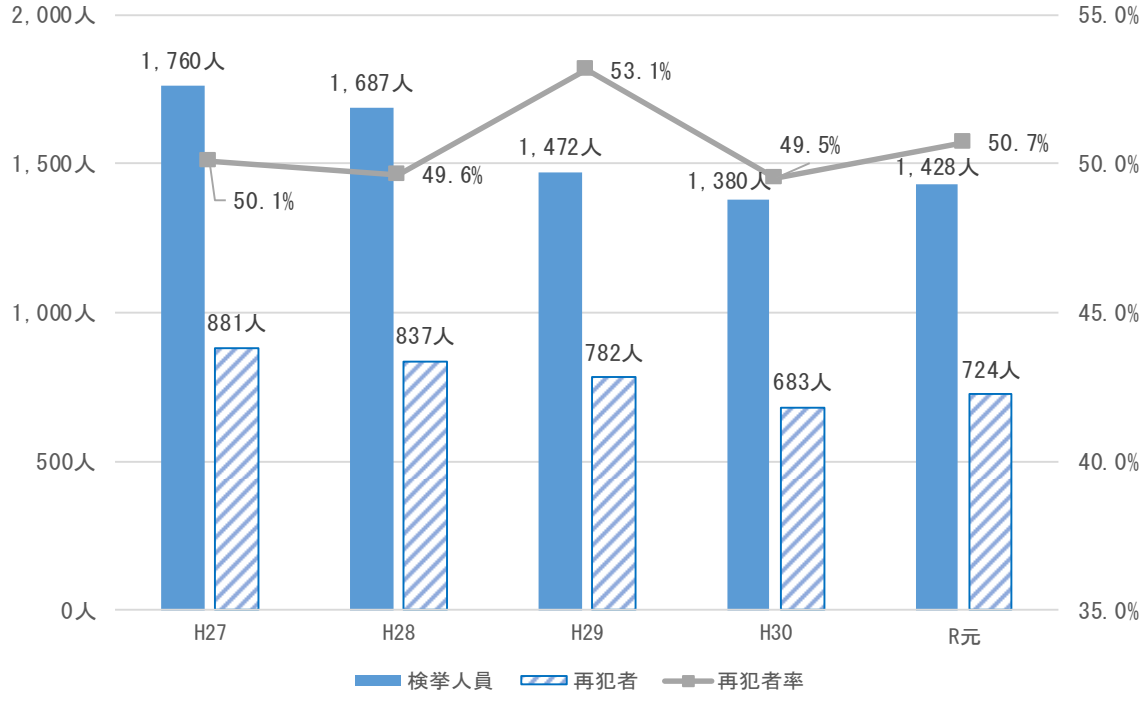

出典：石川県警察本部刑事企画課調べ

刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（全国）

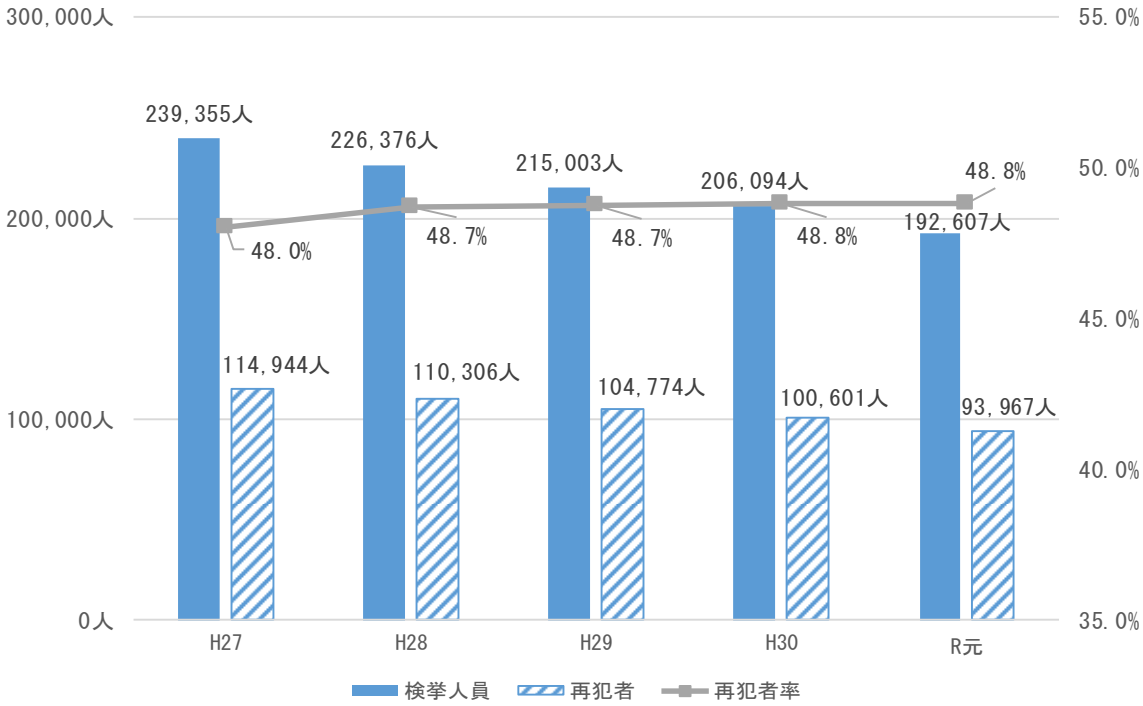

出典：法務省名古屋矯正管区提供データを元に作成

２－１　新受刑者中の再入者数及び再入者率

令和元年に刑務所、少年刑務所及び拘置所に入所した受刑者のうち、犯行時に居住地が石川県であった者は 84 人、このうち、入所が２度目以上の再入者は 45 人となっており、再入者率は 53.6％となっています。そのうち、65 歳以上の入所者は 14 人、うち再入者は 11 人となっており、再入者率は 78.6％となっています。

図表４　受刑者中の再入者及数び再入者率（石川県）

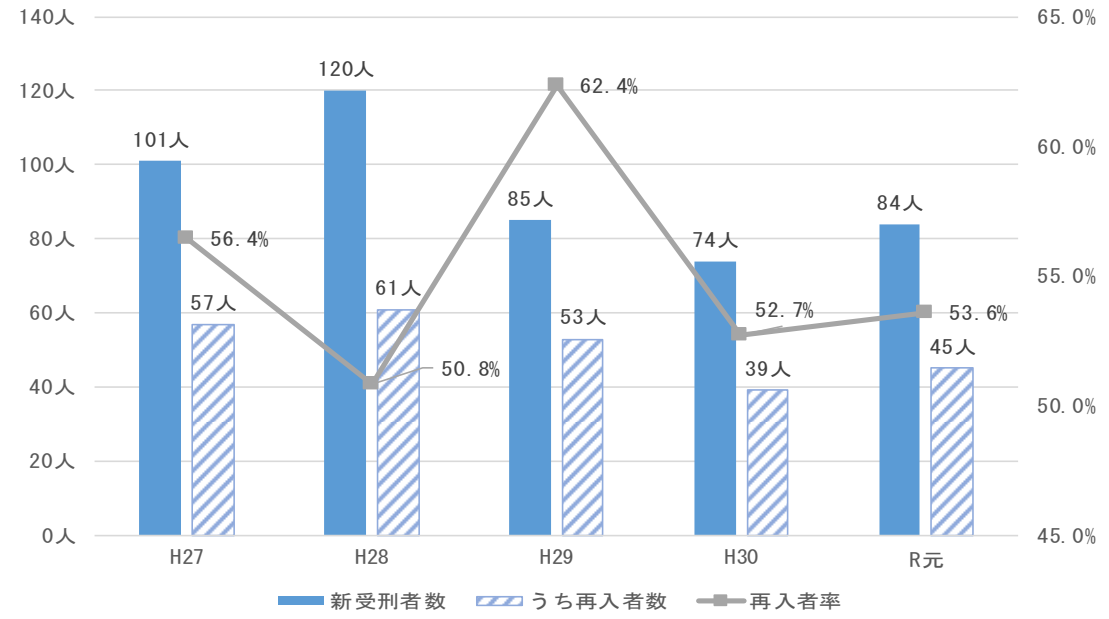

受刑者中の再入者及数び再入者率（全国）

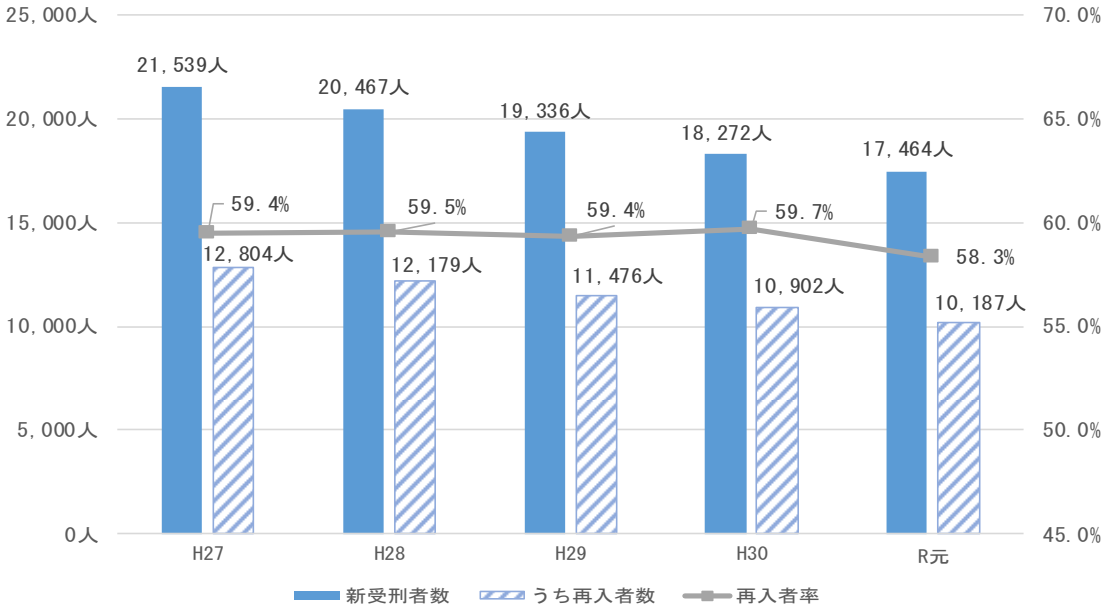

出典：法務省名古屋矯正管区提供データを元に作成

図表５

65歳以上新受刑者中の再入者数及び再入者率（石川県）

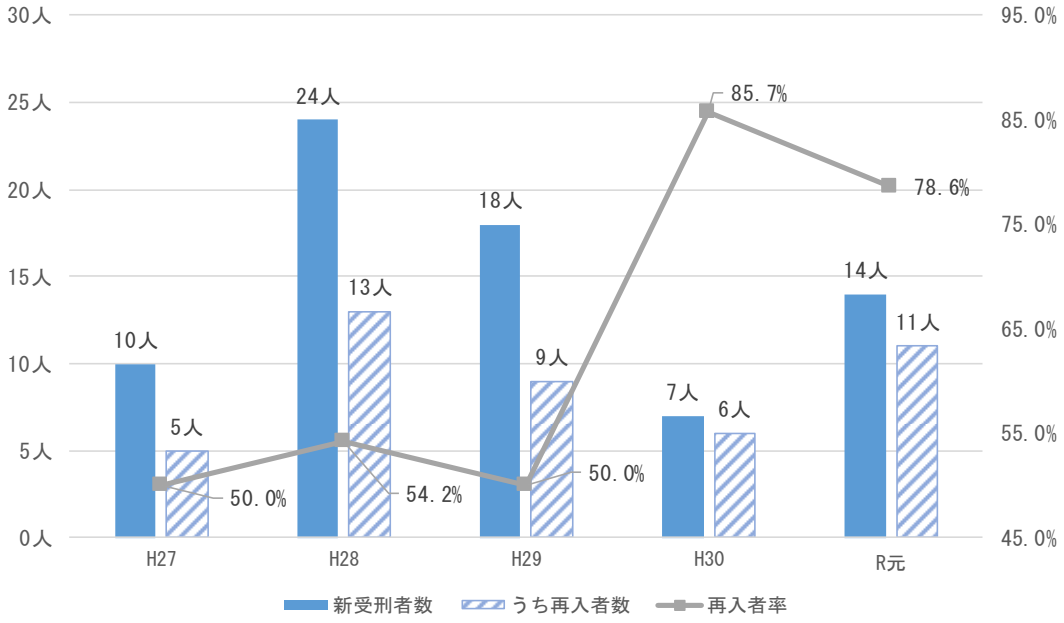

65歳以上新受刑者中の再入者数及び再入者率（全国）

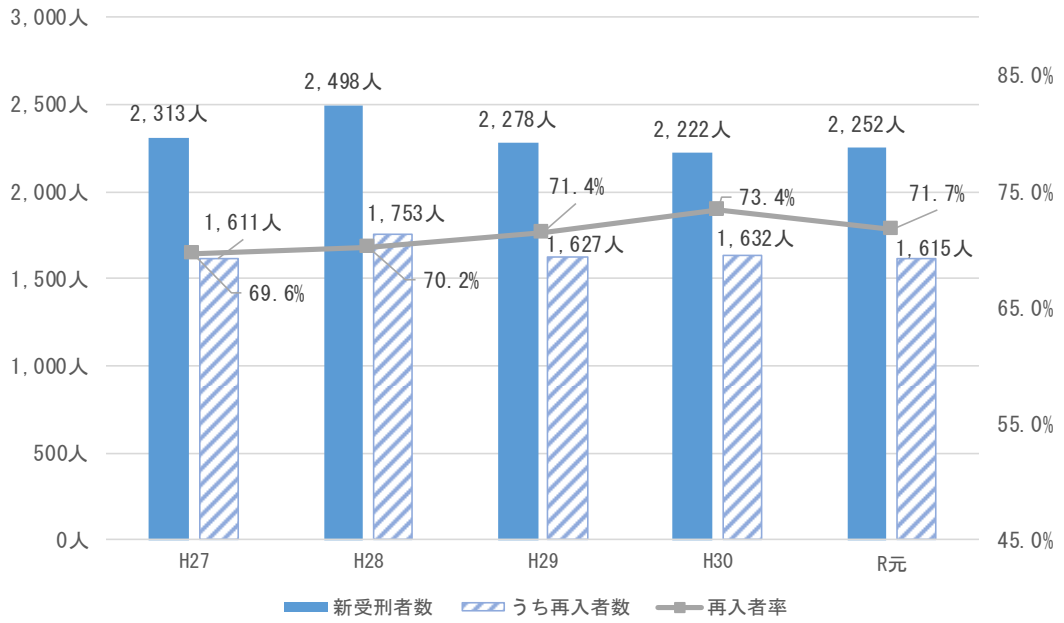

出典：法務省名古屋矯正管区提供データを元に作成

２－２ 新受刑者及び再入者に占める 65 歳以上の割合

新受刑者に占める 65 歳以上の割合（平成 27 年～令和元年の平均）は、石川県が 15.4%となっており、全国の 12%を上回っています。再入者に占める 65 歳以上の割合（平成 27 年～令和元年の平均）についても、石川県が 17.4%、全国が 14.4%となっており、全国を上回っています。

図表６　新受刑者及び再入者に占める65歳以上の割合（石川県）

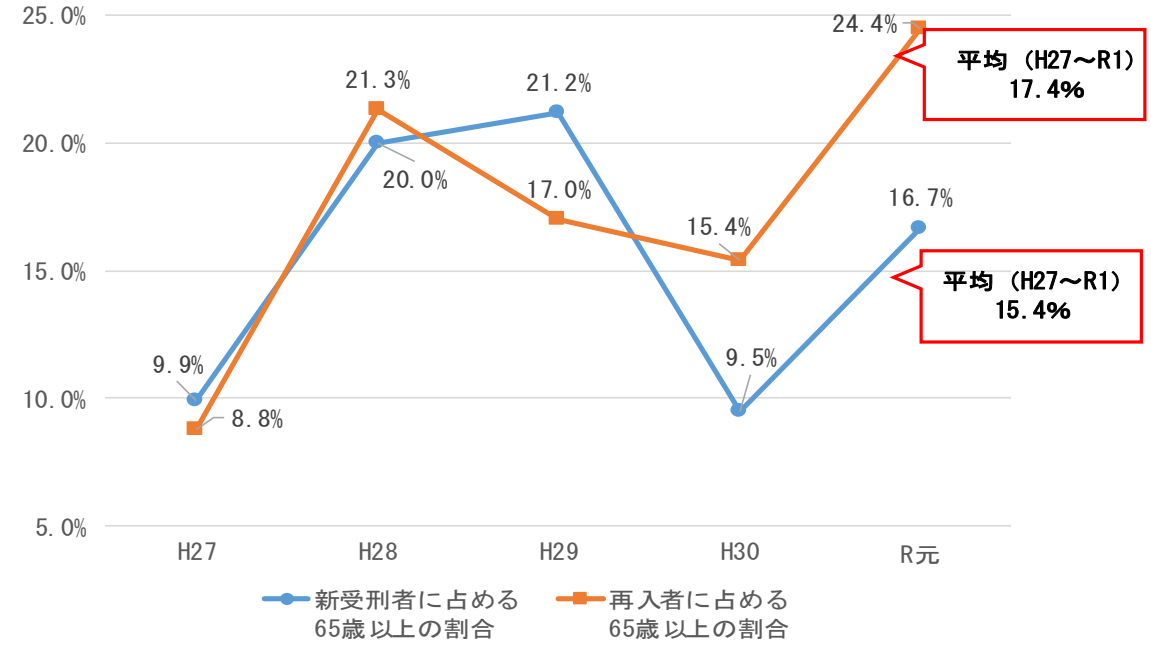

新受刑者及び再入者に占める65歳以上の割合（全国）

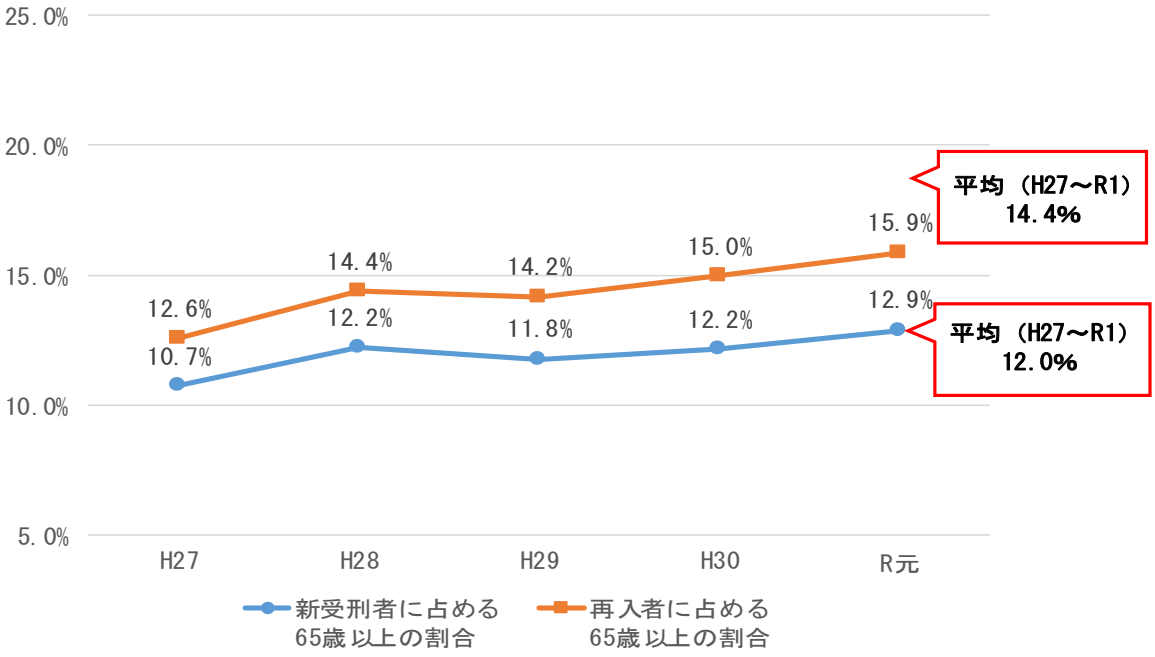

出典：法務省名古屋矯正管区提供データを元に作成

3　刑務所出所時に帰住先がない者の数

刑務所出所時に帰住先がない者の数について、全国では減少傾向にある一方、金沢刑務所では増加傾向にあり、令和元年は 99 人となっています。

図表７

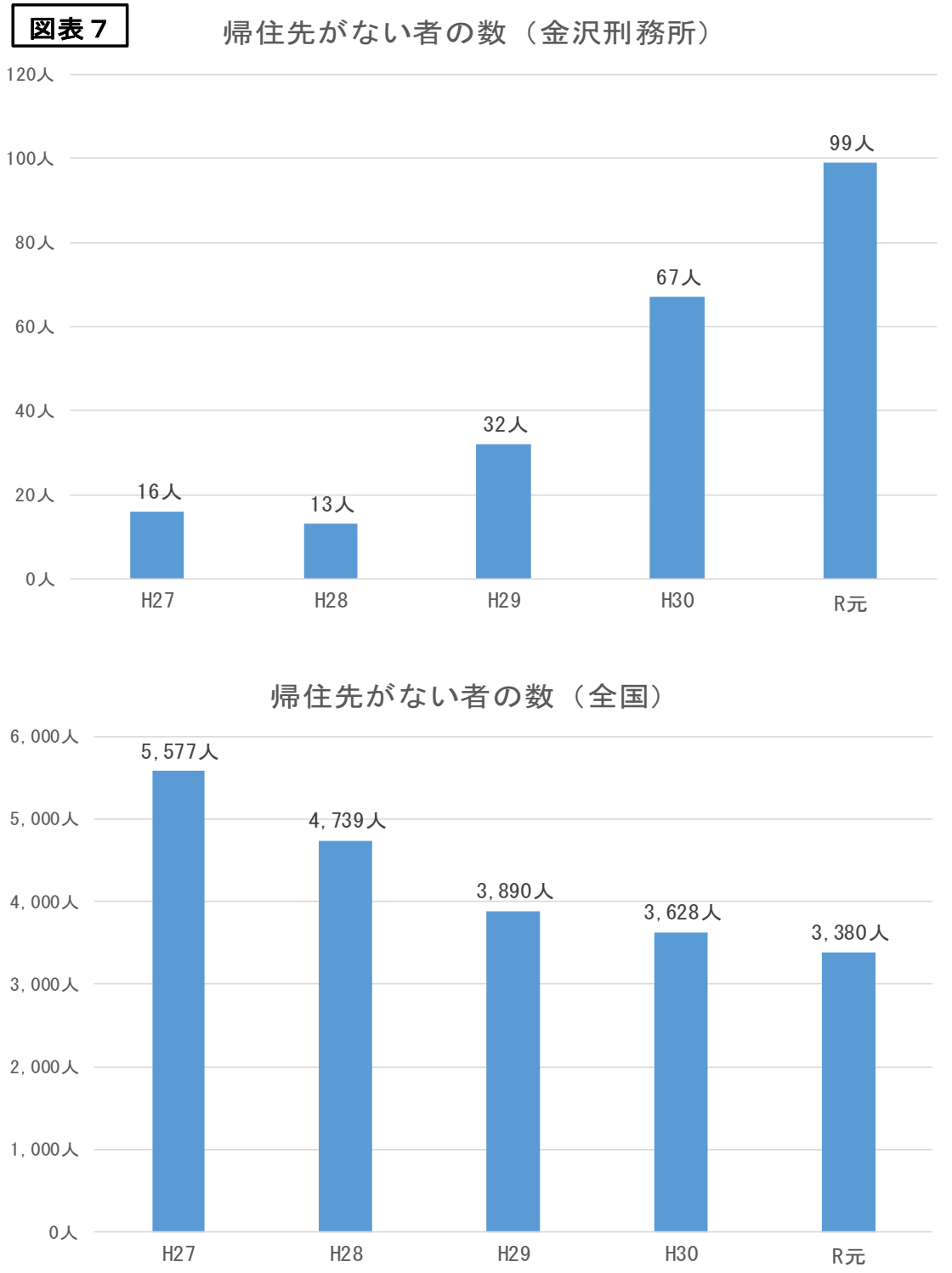

出典：法務省名古屋矯正管区提供データを元に作成

4　新受刑者のうち、有職又は無職の再犯者率

全国では、有職の者と比べて無職の者の方が再犯者率が高くなっています。

図表８　令和元年　新受刑者に占める有職又は無職の再犯者率（石川県）

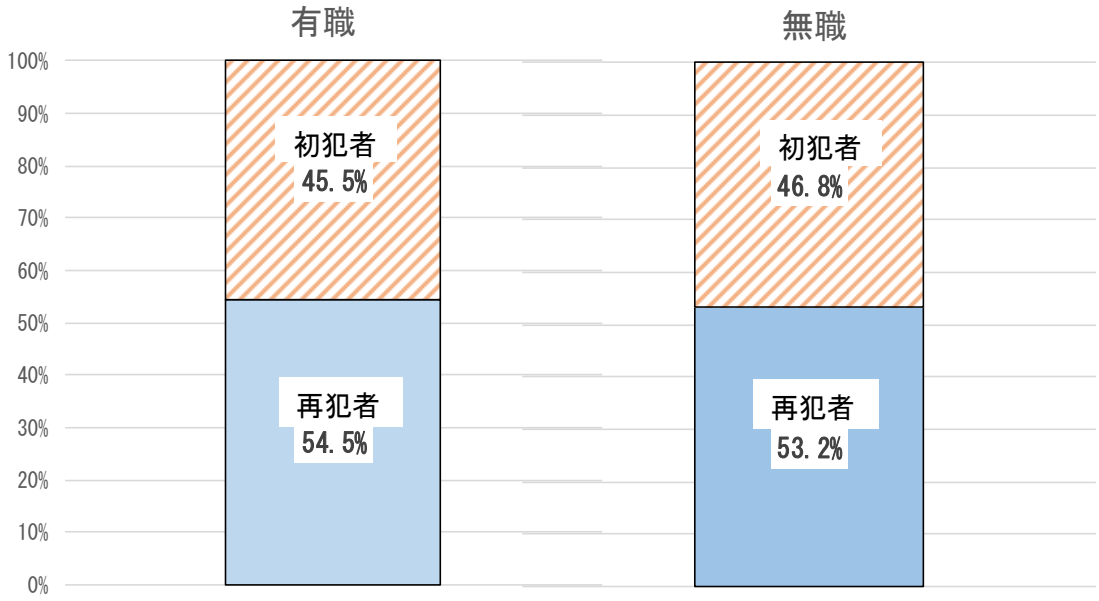

令和元年　新受刑者に占める有職又は無職の再犯者率（全国）

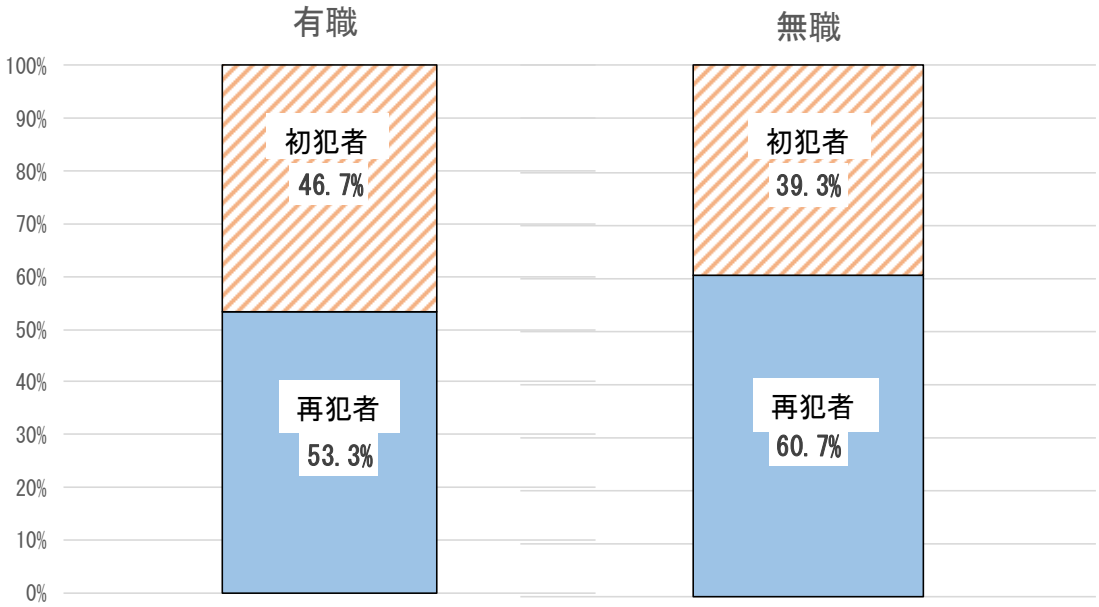

出典：法務省名古屋矯正管区提供データを元に作成

5　保護観察終了時に無職である者の数

県内で保護観察終了時に無職である者の数は、令和元年は 47 人となっており、全体の 30.3%を占めています。

図表９　保護観察終了人員及び無職者の割合（石川県）

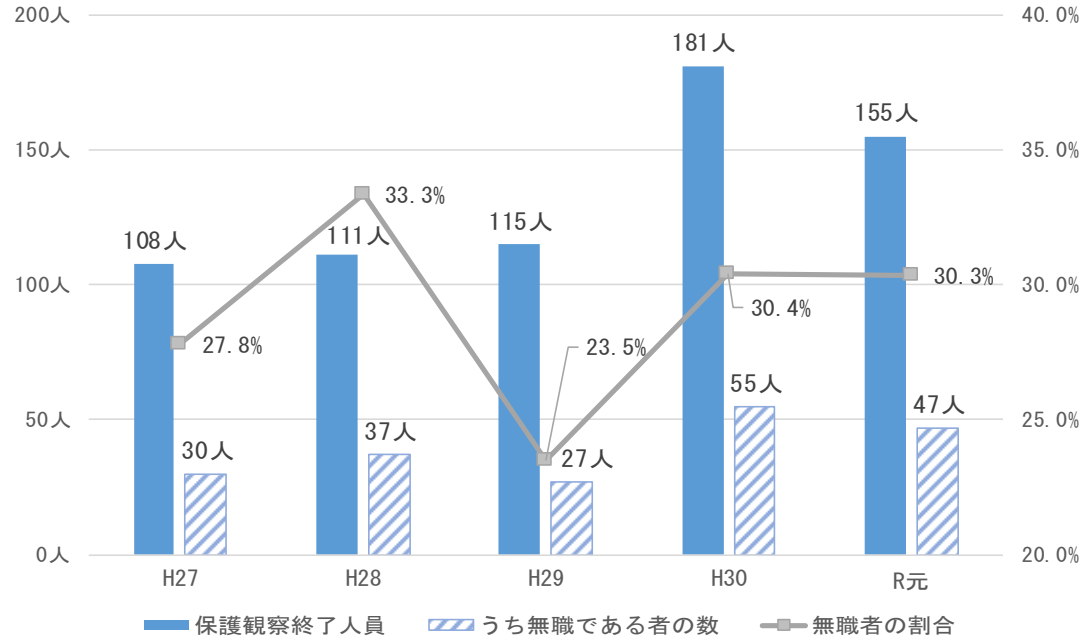

保護観察終了人員及び無職者の割合（全国）

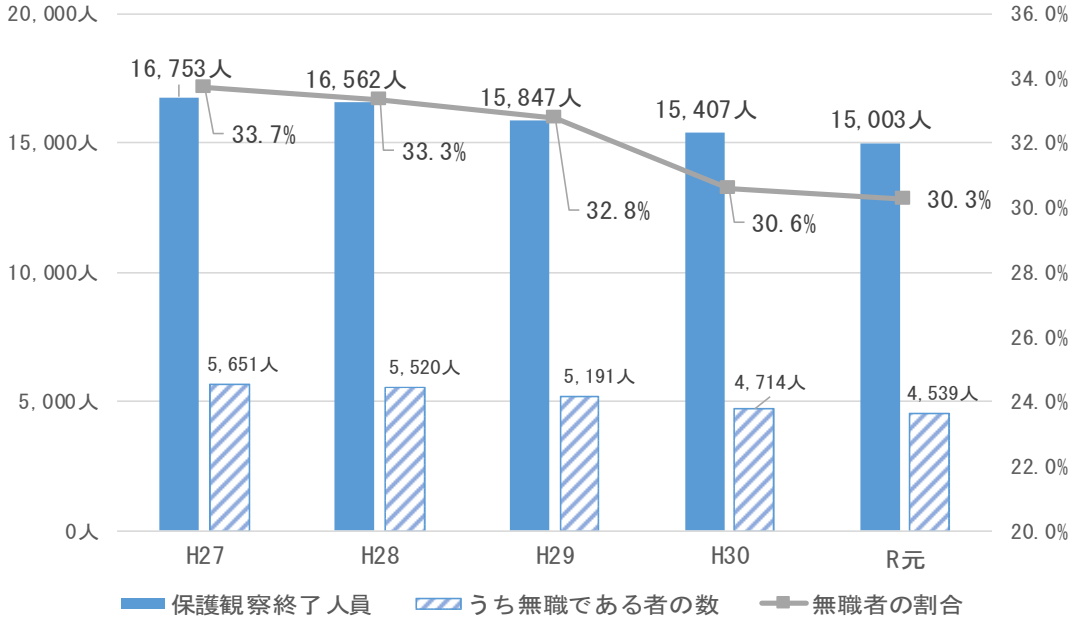

出典：法務省名古屋矯正管区提供データを元に作成

６　協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数

県内の協力雇用主数は、令和２年は 178 となっており、増加傾向にあります。一方、実際に雇用している雇用主数は 14 雇用主で、全体の 7.9%となっています。また、県内で協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数は、令和２年４月１日現在 23 人となっています。

図表10　石川県内の協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数
（各年４月１日現在）

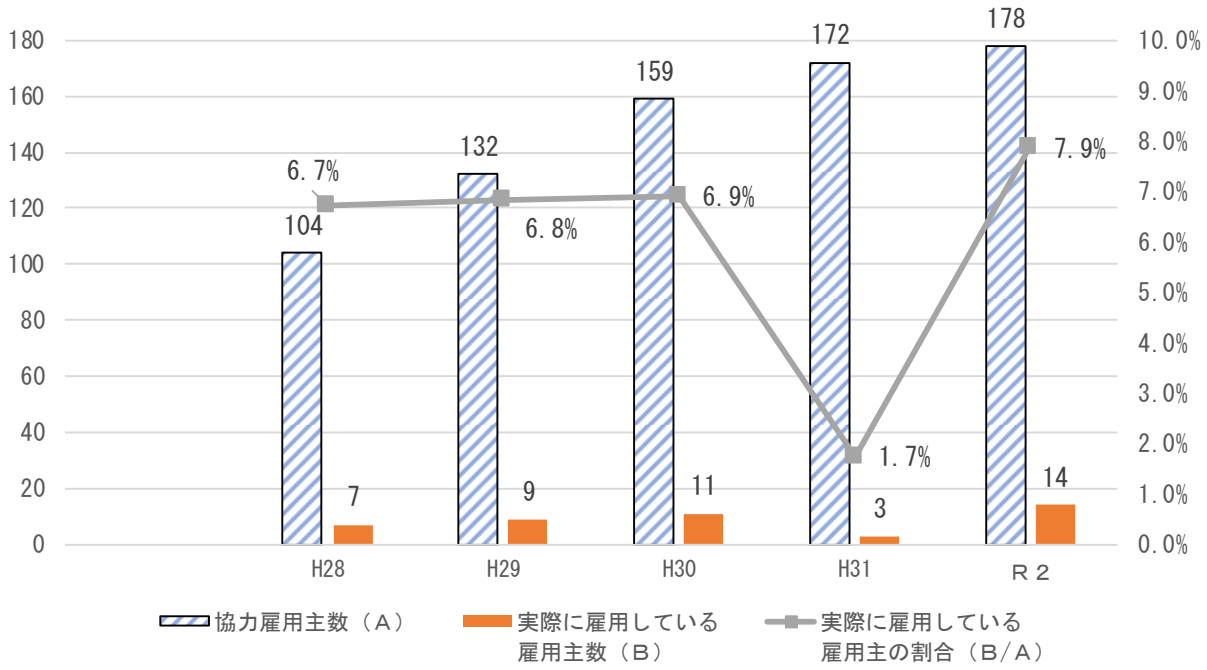

出典：法務省名古屋矯正管区提供データを元に作成

図表11　石川県内で協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数
（各年4月1日現在）

H28	H29	H30	H31	R２
14人	9人	26人	7人	23人

出典：法務省名古屋矯正管区提供データを元に作成

7　保護司数及び保護司充足率

県内の保護司数は、令和２年は 499 人、保護司充足率は 90.4%となっています。全国と比べ、保護司充足率は高いものの、低下傾向にあります。

図表12

保護司数及び保護司充足率（石川県）
（各年1月1日現在／定数：552人）

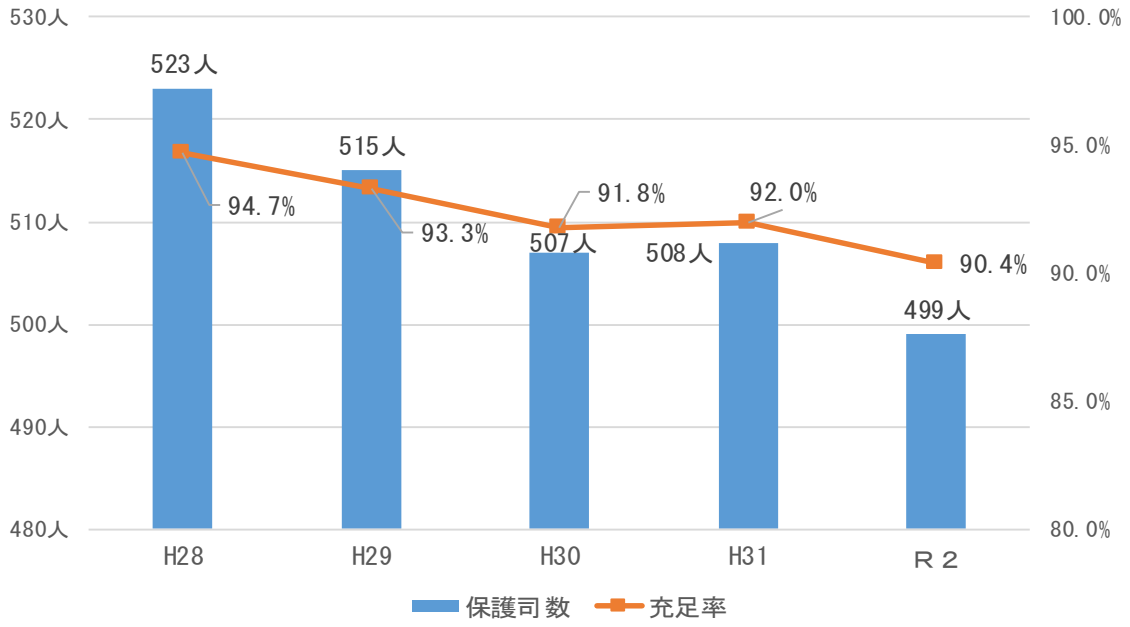

保護司数及び保護司充足率（全国）
（各年1月1日現在／定数：52,500人）

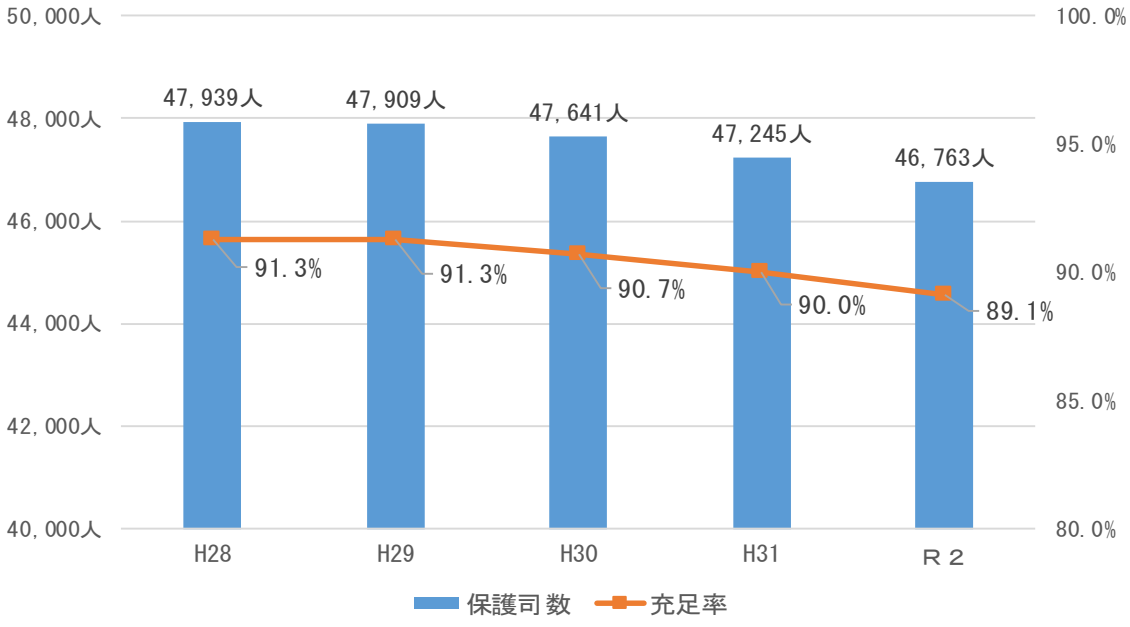

出典：法務省名古屋矯正管区提供データを元に作成

8 県内で、更生保護施設及び自立準備ホームにおいて居場所を確保した者の数

図表13

	H27	H28	H29	H30	R元
更生保護施設	107人	95人	101人	106人	69人
自立準備ホーム	35人	36人	45人	43人	43人

出典：法務省名古屋矯正管区提供データを元に作成

9 令和元年に特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数

図表14

	特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数
全国	775人

出典：法務省名古屋矯正管区提供データを元に作成

10 令和元年度に石川県地域生活定着支援センターで福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数

図表15

	内容	人数
コーディネート業務	保護観察所からの「特別調整協力等依頼」に基づき、矯正施設等入所者を対象として、出所後の福祉サービス等のニーズを確認し、必要な福祉サービス等を受けられるように支援する。	28名 支援継続中：12名 年度内支援終了者：16名 内訳 ※１　県内調整：４名 ※２　県外からの県内調整：３名 ※３　県外への依頼：15名 ※４　不調・辞退等：６名
フォローアップ業務	コーディネート業務をした方について、その後も連絡等を行い、継続的に支援する。	７名
相談支援業務	懲役もしくは禁固の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した対象者の福祉サービス等の利用に関して、本人やその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行う。	（延べ）23名

出典：石川県地域生活定着支援センター

第３章　基本的な考え方　金沢市地域福祉計画２０１８　再犯防止推進編　体系図

基本方針

市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、重点的に取り組むべき５つの課題を設定し、犯罪をした人たちの円滑な社会復帰を支援して再犯者率の減少を目指します。また、課題の解決に向けては国、県、他の市町や関係団体と連携しながら、再犯防止施策に総合的な視点で取り組みます。
なお、施策の取組にあたっては、犯罪等により被害を受けた人たちの尊厳及び人権に配慮します。

重点課題	項目	役割・効果
１　就労・住居の確保等	①就労支援 ②住居確保のための支援	社会的・経済的自立 ・安定した就労と収入の確保 ・やりがいの創出 ・住居の確保
２　福祉・医療サービスの提供	①生活困窮者への支援 ②高齢者への支援 ③障害のある人への支援 ④子ども・女性・ひとり親家庭への支援 ⑤保健医療サービス	自立に向けた生活基盤の確保 ・社会とのつながり、居場所づくり ・必要な福祉・医療サービスの受給
３　非行の未然防止と学び直しへの支援	①非行防止の取組 ②地域における非行防止への支援 ③学び直しへの支援	社会的・経済的自立のための準備 ・社会で生きていくための知識、技能の習得
４　犯罪をした人たちへの理解の促進と一人ひとりに応じた支援の実施	①地域住民への理解の促進 ②個々の抱える問題への理解の促進とその問題への支援	社会的孤立の防止 ・地域全体で再び罪を犯すことがないよう見守り・支援
５　国・県・他の市町との連携強化、民間団体等の活動の促進等	①民間団体の活動への支援の充実 ②広報・啓発活動の推進 ③国・県・他の市町との連携強化	切れ目ない支援体制の構築 ・必要な施策の吸い上げ、実施へのつなぎ

第４章　再犯防止のために取り組んでいく施策

第１　就労・住居の確保等のための取組

（１）現状

・入所受刑者のうち、初入者と比べて再入者の方が無職者の占める比率が高く、不安定な就労が再犯の要因の一つと考えられます。

・県内の保護観察終了人員のうち、無職である者の割合は、平成 30 年は 30.4％であったが、令和元年には 30.3％となり、0.1 ポイント下降しています。（→ 前出 p11 図表９ ）

・県内の協力雇用主数は増加傾向にあるものの、実際に雇用している雇用主数は 14 雇用主であり、協力雇用主全体の 7.9％となっています（令和２年４月１日現在）。（→ 前出 p12 図表 10 ）

・協力雇用主の業種は建設業・製造業が多数を占めています。

・本人の適性と希望する職種に乖離があり、マッチングしても、仕事が長続きしないケースがあります。

・入所受刑者のうち、初入者と比べて再入者の方が住居不定の占める比率が高く、地域生活において安定した生活を送るうえで、帰住先の確保は重要な要素です。

・国の調査によると、帰住先のない刑務所出所者の再犯に至るまでの期間は帰住先の確保されている者と比較して短くなっています。

・金沢刑務所出所者のうち、令和元年は 99 人が出所時に帰住先がなく、その数は増加傾向にあります。（→ 前出 p9 図表７ ）

・石川県内で更生保護施設又は自立準備ホームにおいて居場所を確保した者の数は、平成 27 年以降横ばいで推移していましたが、令和元年は 112 人となっており前年より 37 人減少しました。（→ 前出 p14 図表 13 ）

図表16 入所受刑者の就労状況別構成比（初入者）
令和元年

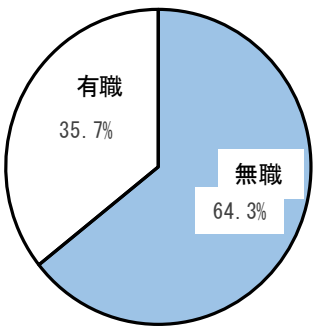

入所受刑者の就労状況別構成比（再入者）
令和元年

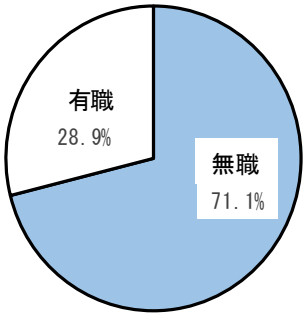

出典：令和２年度版　犯罪白書

図表17 入所受刑者の居住状況別構成比（初入者） 令和元年

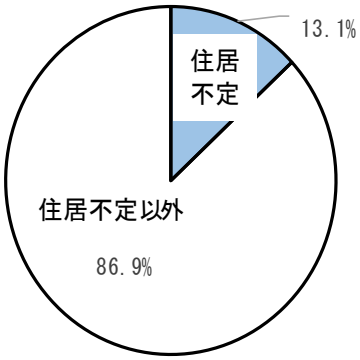

入所受刑者の居住状況別構成比（再入者） 令和元年

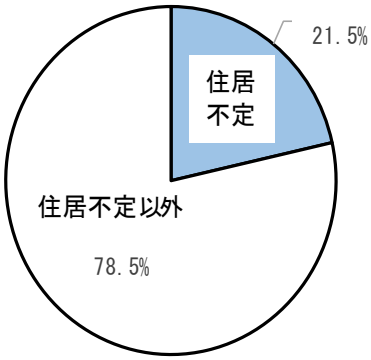

出典：令和２年度版　犯罪白書

（２）今後取り組んでいく施策

① 就労支援

障害者継続雇用奨励事業

国の助成金（特定求職者雇用開発助成金）の支給対象とされた人のうち、障害のある人を対象に国の支給対象期間の満了後も引き続き雇用している事業主に対して、奨励金を交付します。 **【障害福祉課】**

生涯現役雇用促進奨励事業、ひとり親家庭雇用奨励事業

国の助成金（特定求職者雇用開発助成金）の支給対象とされた人のうち、高年齢者及びひとり親家庭の父母等を対象に国の支給対象期間の満了後も引き続き雇用している事業主に対して、奨励金を交付します。 **【労働政策課】**

安定雇用促進奨励事業

就職が困難な人を試行的に雇用した事業主に対し、奨励金を交付します。 **【労働政策課】**

中高年齢者職業訓練奨励事業

３０歳以上の職業訓練施設入校者に対し奨励金を支給します。**【労働政策課】**

障害者職業訓練奨励事業

職業訓練施設に入校する障害のある人に奨励金を支給します。**【労働政策課】**

労働相談窓口設置事業

相談員を配置し、雇用相談、情報提供などを行います。 **【労働政策課】**

市の競争入札参加資格審査での加点措置

市の建設工事に係る競争入札参加資格審査における主観的事項として、保護観察所の「協力雇用主」に登録している事業所への加点措置を実施します。

【監理課】

自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母・父の就業促進と自立支援を目的に、就職に必要な資格を取得するために厚生労働大臣が指定する教育訓練にかかる講座を受講する者に対して、給付金を支給します。 **【子育て支援課】**

高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭の母・父の経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関等で修学を必要とするとき、就労と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金を支給します。 **【子育て支援課】**

アクティブシニア活躍支援事業

高齢者の様々なニーズ（就労、ボランティアなど）に対し、各分野における専門相談員を配置して相談を実施します。 **【地域長寿課】**

高齢者生きがい就労推進事業

高齢者の就労を通した生きがい作りを一層推進するため、就労推進員による高齢者就業開拓を実施します。 **【地域長寿課】**

自立訓練事業

障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。**【障害福祉課】**

就労移行支援事業

一般企業等での就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。 **【障害福祉課】**

就労継続支援事業

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。**【障害福祉課】**

就労定着支援事業

就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人の就労に伴い生じる生活面の課題に対応できるよう必要な支援を行います。 **【障害福祉課】**

障害者雇用定着促進事業（ジョブコーチ支援）

障害のある人が円滑に職場環境に入れるよう（働き続けられるように）ジョブコーチが本人や企業と相談しながら支援を行います。 **【障害福祉課】**

② 住居確保のための支援

住居確保給付金事業

住宅を失うおそれのある、住宅を喪失した対象者に対して住宅費相当額を支給します。 **【生活支援課】**

市営住宅への入居における配慮

入居資格を満たす者であれば、連帯保証人を付することが困難と認められる場合には、連帯保証人を免除することができます。また、市営住宅入居の募集について、申込期間が決まっている定期募集とは別に、常時申し込み可能な随時募集を実施します。 **【市営住宅課】**

私立母子生活支援施設入所事業

母子を入所させて保護するとともに、自立の促進のために生活を支援します。また、退所した者について、相談その他の援助を行います。**【子育て支援課】**

お年寄り生活支援ハウス運営事業

在宅で生活することが不安な方に対し、一定期間、生活援助員の指導のもと施設での生活支援を実施します。 **【地域長寿課】**

老人保護措置事業

環境上及び経済上の理由で、家庭で養護を受けることが困難な方に対し、養護老人ホームへの入所支援を実施します。 **【地域長寿課】**

障害者共同生活援助事業

障害のある人につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。 **【障害福祉課】**

第２ 福祉・医療サービスの提供のための取組

（１）現状

・高齢者の犯罪は窃盗が最も多く、金沢市の 65 歳以上の刑法犯全体の 81.9％を占めています。生活の困窮と将来への不安により万引きするケースのほか、「生きがいがない」、「相談相手がいない」といった社会的孤立により、誰かに構ってほしいという思いから、出来心で犯行に至るケースもあります。

・罪を犯した高齢者の中には、公的年金や生活保護の受給につながっていない人もいます。

・知的障害のある受刑者を対象に実施した調査によると、療育手帳を所持している人の割合は、知的障害のある人では 45.6％、知的障害の疑いのある人では 11.9％となっています。また、知的障害のある受刑者は受刑者全体と比べ、再犯期間が「３月未満」及び「６月未満」の構成比が高く、「５年以上」の構成比が低いことがわかります。また、入所度数について、精神障害の有無で比較すると、精神障害のある受刑者の７割が複数回入所していることがわかります。

・罪を犯し、捕まり取り調べを行う過程で、初めて知的障害があることや認知症であることがわかる場合もあり、それまで福祉とつながる機会や療育手帳を持つことなく生きてきた方や、福祉とつながっていて経済的な支援を受けていても、自分自身ではお金のやりくりが上手くできないままお金が底をついて万引きに至るなど、届くべき人に福祉の手が届いていない、といった要因もあります。

・金沢市の令和元年の覚せい剤取締法違反による検挙者数は 24 人で、そのうち再犯者は 21 人、再犯者率は 87.5％となっており、刑法犯総数の再犯者率 55.9％より高くなっています（→ 前出 p4 図表２）。

・薬物等の乱用は、犯罪行為であると同時に、薬物依存の一症状でもあるため、罪を犯した者であっても、薬物依存という精神症状に苦しむ地域の生活者であり、犯罪者という偏見や先入観なく、薬物依存からの回復と社会復帰を目指す支援対象者として支援していくことが必要です。

図表18 金沢市の刑法犯　罪種別（全体）

令和元年

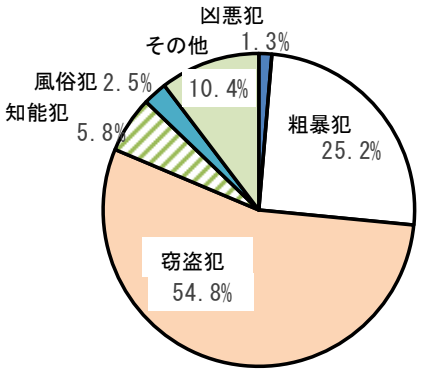

N＝599

金沢市の刑法犯　罪種別（65歳以上）

令和元年

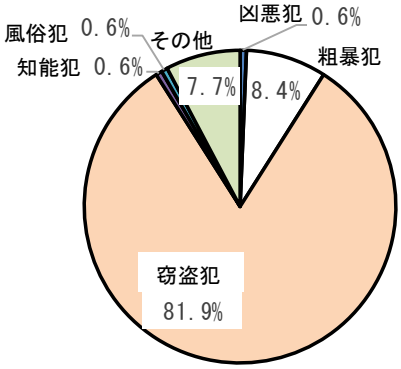

N＝155

出典：法務省名古屋矯正管区提供データを元に作成

図表19 新受刑者　精神障害の有無

令和元年

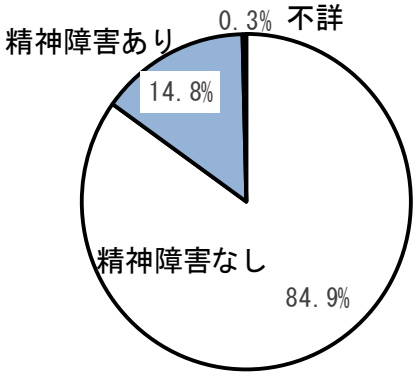

出典：矯正統計年報より作成

図表20 療育手帳の取得状況

区　　分		知的障害		知的障害の疑い	
総　　数		296人	(100%)	252人	(100%)
所　　持		135人	(45.6%)	30人	(11.9%)
不 所 持		161人		222人	
	予定なし	76人	(25.7%)	116人	(46%)
	予定あり	11人	(3.7%)	13人	(5.2%)
	未定	74人	(25%)	93人	(36.9%)

出典：法務総合研究所研究部報告52

図表21 再入者 再犯期間別（入所受刑者総数との対比）（%）

	３月未満	６月未満	１年未満	２年未満	３年未満	４年未満	５年未満	５年以上
知的障害のある受刑者	19.6%	13.8%	18.8%	16.7%	11.1%	5.9%	4.7%	9.4%
入所受刑者総数	11.7%	10.1%	17.4%	20.7%	12.3%	8.2%	5.6%	14%

出典：法務総合研究所研究部報告52

図表22

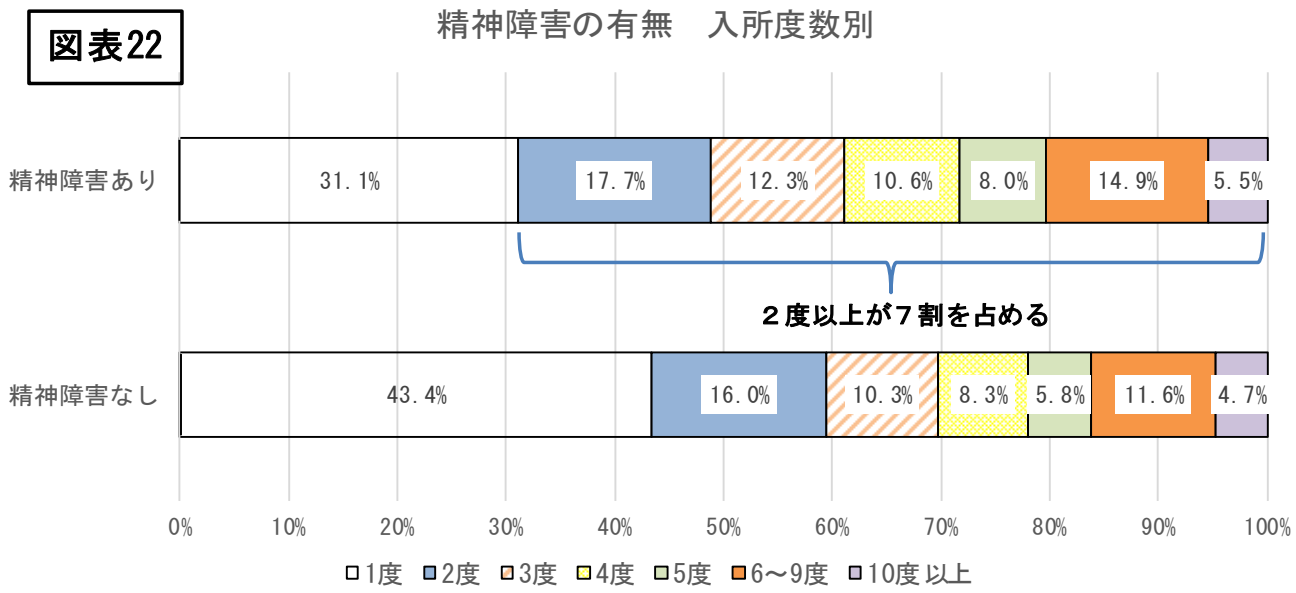

出典：矯正統計年報より作成

（２）取り組んでいく施策

① 生活困窮者への福祉サービス

生活保護

生活保護法に基づく実施機関として、経済的に困窮する市民等に対し生活保護費の支給などを通じて最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を実施します。 **【生活支援課】**

市税の減免

生活保護を受けることとなった人について、市税の軽減又は減免等を行い、生活の安定に向けた支援を実施します。 **【税務課・市民税課・資産税課】**

生活困窮者自立支援事業（自立生活サポートセンター）

生活に困窮している方の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行います。 **【生活支援課】**

地域生活定着支援センターとの連携強化

高齢、障害又は生活の困窮により自立した生活が困難な矯正施設出所者が、退所後直ちに福祉サービス等の利用が必要な場合、石川県地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設及び矯正施設等が行う調整に協力します。 **【福祉局・保健局】**

② 高齢者への福祉サービス

地域の見守り体制の充実

金沢市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会等と連携しながら、日常生活に支援を必要とする高齢者世帯、ひとり親世帯、障害のある人等を支えるための体制づくりに努めます。

（地域安心生活支え合い事業、相談支援包括化推進事業、高齢者等権利擁護相談支援事業、地域福祉支援コーディネーター配置事業、地域の身近な福祉相談事業、地域福祉ネットワーク強化事業、地域サロン事業など）

【地域長寿課】

地域包括支援センターによる包括的支援

日常生活圏域（市内 19 箇所）に地域包括支援センターを設置しており、医療機関の受診に関する相談、介護サービスの紹介や手続きの支援、介護予防に関する支援、高齢者虐待に関する相談、認知症の専門相談などを実施し、包括的支援を推進します。 **【地域長寿課】**

成年後見制度の利用支援

身寄りのない判断能力が不十分な人が、後見開始の審判、補佐開始の審判、補助開始の審判の請求を行うにあたって、市が代わって申立てを行います。 **【地域長寿課】**

地域生活定着支援センターとの連携強化【再掲】

高齢、障害又は生活の困窮により自立した生活が困難な矯正施設出所者が、退所後直ちに福祉サービス等の利用が必要な場合、石川県地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設及び矯正施設等が行う調整に協力します。 **【福祉局・保健局】**

③ 障害のある人への福祉サービス

地域生活支援拠点推進事業

障害のある人の重度化・高齢化等に備えるとともに、地域移行を進めるため、地域における居住支援に必要な相談機能、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的な人材の確保、地域の体制づくりの充実を図ります。

【障害福祉課】

成年後見制度の利用支援

障害福祉サービス利用等にあたって、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害のある人又は精神に障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。 **【障害福祉課】**

地域生活定着支援センターとの連携強化【再掲】

高齢、障害又は生活の困窮により自立した生活が困難な矯正施設出所者が、退所後直ちに福祉サービス等の利用が必要な場合、石川県地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設及び矯正施設等が行う調整に協力します。 **【福祉局・保健局】**

④ 子ども・女性・ひとり親家庭への福祉サービス

子どもソーシャルワーカーの配置

子どもの貧困対策やひとり親家庭支援として、児童家庭相談室を設置するとともに、困難さを抱えているが自ら発信できず、支援につながりにくい家庭や子どもへの支援体制を充実させるため、子どもソーシャルワーカーを配置します。 **【子育て支援課】**

女性相談の実施

女性相談支援室では電話・面接相談により、女性からの様々な相談に女性相談員が応じ、悩みや問題の解決に向けた支援を行います。**【人権女性推進課】**

⑤ 保健医療サービス

精神保健相談事業

専門医、心理士及び保健師による個別相談を実施し、必要に応じて医療機関への受診勧奨や依存症者の交流会や支援機関等の情報提供を実施します。(こころの健康相談、心理士によるこころの相談) **【健康政策課】**

薬物乱用防止の普及・啓発

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等を通じて、市民の薬物乱用問題に関する認識を高め、薬物に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。　**【地域保健課】**

第３ 非行の未然防止と学び直しへの支援のための取組

（１）現状

・教育程度について、国勢調査による一般の高卒未満の割合が 18.8%であるのに対し、新受刑者の高卒未満の割合は 59.5%となっており、十分な教育と犯罪抑止に相関関係がみられます。

・人が成長・発達する上で学びの果たす役割は大きく、特に若年のうちに適切に学びの機会が与えられることは、健全な社会の一員として自立するために重要です。このことは、一度、犯罪・非行をした者であっても同様であり、犯罪・非行を理由として学びが途絶えることなく、学校又は様々な学習機会を活用し、学びを継続することができる社会環境を構築することが重要です。

・平成 30 年度から令和元年度にかけて、不良行為少年の補導数は 2.2%増加しています。また、刑法犯少年の学識別検挙・補導状況について、小学生以下の割合が 10 ポイント上昇しています。非行等を理由とする児童生徒及び保護者に対する相談や非行の未然防止のための継続的な取組が重要です。

図表23

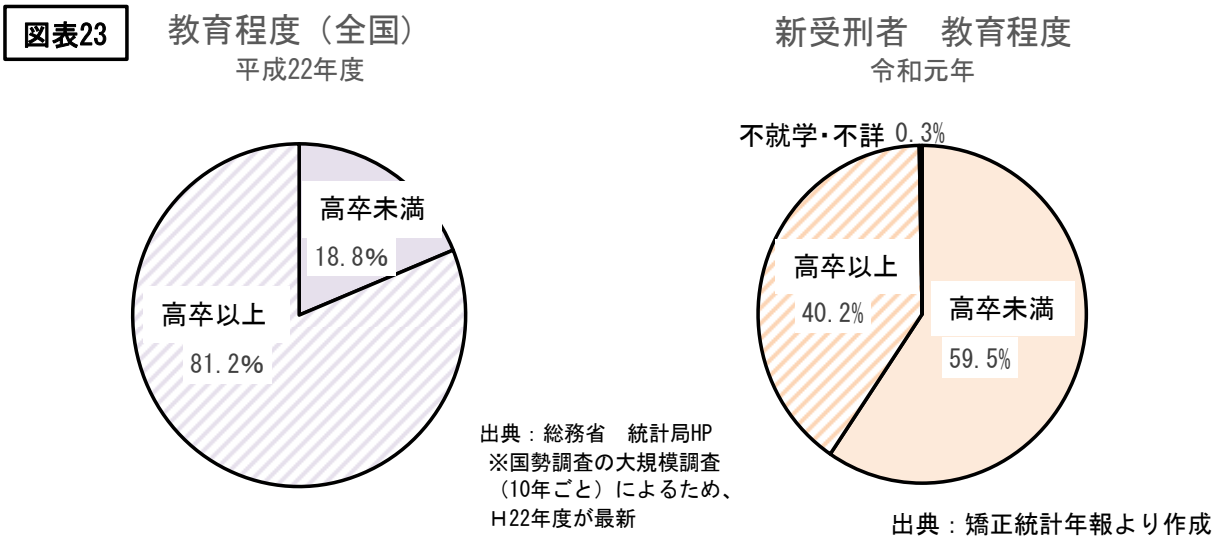

図表24 不良行為少年補導状況

	令和元年度	平成30年度	前年対比	
			増減数	増減率（%）
不良行為少年	2,379	2,328	51	2.2

※不良行為少年・・・飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他、自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

出典：石川県警察本部少年課

図表25 刑法犯少年の学識別　検挙・補導状況

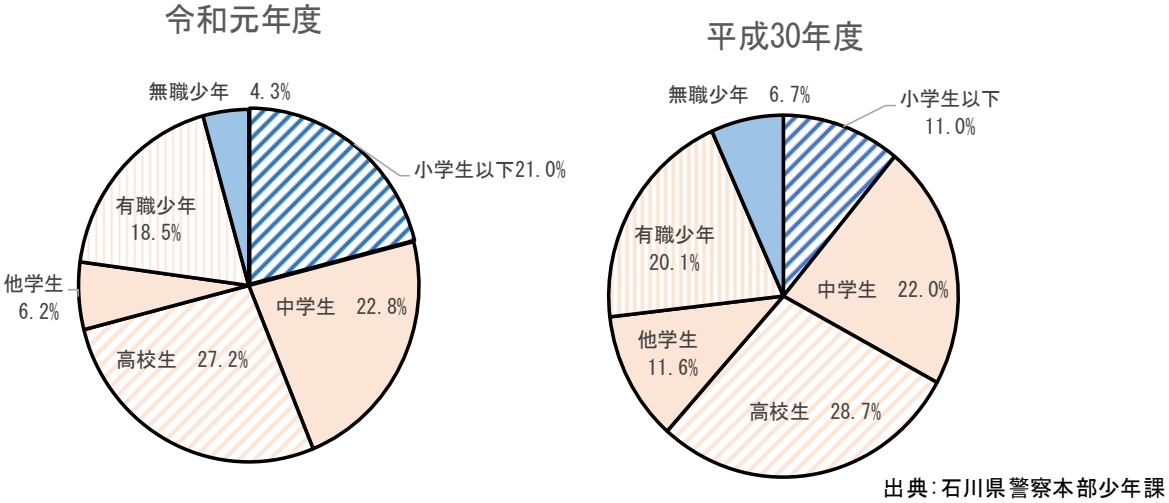

出典：石川県警察本部少年課

（２）取り組んでいく施策

① 非行防止の取組

少年育成支援室 補導活動

補導員が市内を巡回する補導活動や愛の一声活動を実施します。また、警察等関係団体と連携し、情報交換を行います。　**【地域教育センター】**

非行等にかかる児童の相談及び支援

市民に身近な行政機関として、福祉・教育・保健が連携した子どもと子育ての相談及び支援として、非行等の相談を行い、早期対応を図ります。

【こども相談センター】

放課後児童クラブへの支援

保護者が就労等により留守家庭となる小学生の子どもたちの放課後等の安全安心な居場所となる放課後児童クラブの運営等を支援します。

【子育て支援課】

危機管理アドバイザーの配置

訴訟のおそれのある案件や犯罪につながる暴力事案への対応について指導・助言し、学校が的確に対応し、早期解決できるよう支援します。**【学校指導課】**

市教委、学校及び警察との連携強化

金沢市教育委員会と金沢中・東・西警察署が「かなざわＳ＆Ｐサポート制度」を締結し、児童生徒の犯罪被害及び非行の防止のために連携し、事案が発生した場合は、相互に情報提供を行います。 **【学校指導課】**

② 地域における非行防止への支援

青少年健全育成推進事業

地域青少年健全育成推進団体の合同事業や研修会の実施を通じて、非行防止や環境浄化等の活動の活性化を図ります。 **【地域教育センター】**

地域青少年健全育成活動推進事業

子どもの健全育成を目的に、各地区の青少年健全育成推進団体が実施する活動を支援します。また、青少年のネット被害を防止するため、地域への啓発活動や研修会を実施します。 **【地域教育センター】**

③ 学び直しへの支援

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親および子どもが高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、その課程を修了した場合に給付金を支給します。また、試験合格時にも給付金を支給します。 **【子育て支援課】**

就労準備支援事業

生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲がないなどの理由で就業が著しく困難な人に対して、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一環して支援します。 **【生活支援課】**

生活困窮者就労訓練事業

自立相談支援機関のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行います。 **【生活支援課】**

第４ 犯罪をした人たちへの理解の促進と一人ひとりに応じた支援の実施のための取組

（１）現状

・令和元年の金沢市の罪種別検挙人員について、窃盗をした者の割合は、男性が 47.0%、女性が 82.4%となっています（→ 前出 p4 図表２ ）。

・再犯防止のための取組を行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人ひとりの経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、継続的に働きかける必要があります。

図表26 令和元年 金沢市刑法犯罪種別 検挙人員

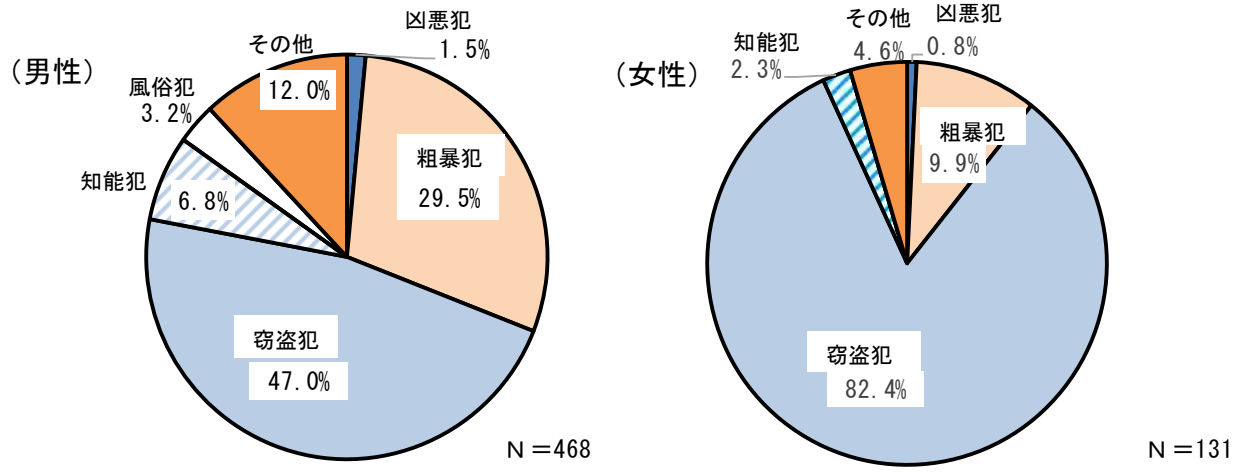

出典：法務省名古屋矯正管区提供データを元に作成

（２）取り組んでいく施策

① 地域住民への理解の促進

地域・福祉関係者への研修の実施

更生保護に関する理解促進のため、民生委員児童委員を対象とした研修に保護司をはじめとした民間ボランティアの活動や再犯防止に関する視点を取り入れ、地域住民に広く共有されるよう努めます。 **【地域長寿課】**

② 個々の抱える問題への理解の促進とその問題への支援

人権啓発出前講座の実施

企業やグループ・団体が主催する研修会、勉強会に講師を派遣し、人権啓発を推進します。 **【人権女性推進課】**

人権擁護委員による人権相談の実施 人権擁護委員による人権相談を実施します。　**【人権女性推進課】**
女性相談の実施【再掲】 女性相談支援室では電話・面接相談により、女性からの様々な相談に女性相談員が応じ、悩みや問題の解決に向けた支援を行います。**【人権女性推進課】**

第５ 国・県・他の市町との連携強化、民間団体等の活動の促進等のための取組

１ 民間団体等の活動の促進

（１）現状

・再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした人たちの更生を支える保護司、社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性連盟、ＢＢＳ会（Big Brothers and Sisters Movement）等の更生保護ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。

・保護司は保護観察官と協働し，保護観察の実施を始めとして，矯正施設収容中の者に関する生活環境の調整，犯罪予防活動等，その活動領域は更生保護全般にわたっています。保護司の約 80％が 60 歳以上であり、保護司の高齢化及びなり手不足について、深刻な課題となっています。

・現在、市内には自立準備ホームが８施設、更生保護施設が１施設、更生保護サポートセンターが１施設あります。

・金沢市には、金沢刑務所、湖南学院、金沢少年鑑別所の３つの矯正施設があることから、関係機関や更生保護関係団体等との連携を深め、犯罪をした人が円滑に社会復帰できるよう、関係機関及び石川県と他の市町と連携しながら支援していく体制づくりが必要です。金沢市では、矯正施設所在自治体会議に出席し、再犯の防止等にかかる施策の情報共有を行っています。

図表27 保護司　年齢層別構成比（令和2年1月1日現在）

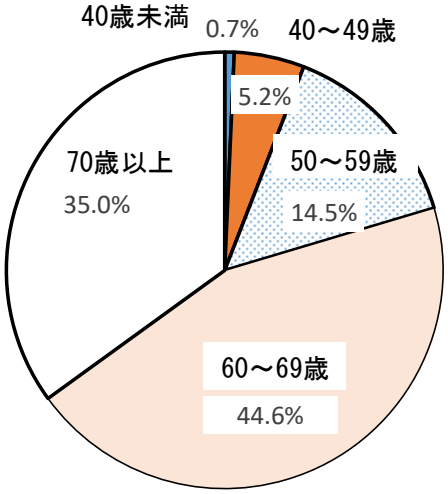

出典：令和２年度版犯罪白書

（２）取り組んでいく施策

① 民間団体の活動への支援の充実

金沢保護区保護司会への支援

金沢保護区保護司会へ補助金を交付し、“社会を明るくする運動”の犯罪予防活動の推進、及び犯罪や青少年の非行防止活動を支援します。また、非行防止活動などの相談に応じたり、市内の保護司同士の連絡調整を行う更生保護サポートセンターに、金沢市松ヶ枝福祉館の一室を無償で貸し付けています。

【地域長寿課】

金沢市ＢＢＳ連盟への支援

金沢市ＢＢＳ連盟へ補助金を交付し、非行のない明るい社会づくり、同世代の青年による非行少年の更生及び地域社会の非行防止活動を支援します。

【生涯学習課】

防犯協会への支援

金沢中、金沢東、金沢西警察署ごとに組織される各防犯協会に補助金を交付し、犯罪等の未然防止と防犯意識の高揚を目的とした地域安全活動の推進を支援します。

【危機管理課】

更生保護施設への支援

更生保護施設親和寮（徳風苑）の全面改築工事にかかる費用を補助し、犯罪や非行をした人たちの自立更生を支援します。

【地域長寿課】

民間団体の活動への協力

金沢保護区保護司会や更生保護女性連盟等が実施する広報・啓発活動及び会議等に協力・参加することで、市民へ更生保護の普及・啓発を図るとともに、情報共有を図ります。 **【地域長寿課】**

再犯防止に関する情報発信

再犯防止に関するポータルサイトを作成し、本市の取組の情報提供及び保護司のなり手確保に向けた情報発信など、更生保護関係団体等の活動について広く周知します。 **【地域長寿課】**

金沢市職員地域貢献活動への支援

職員が地域貢献活動（保護司等）に従事するに当たり、許可基準及び手続きの明確化を図り、職員の地域貢献活動を応援します。また、地域貢献活動に従事し、顕著な功績又は模範として推奨するに値する業績のあった職員を表彰します。 **【人事課】**

② 広報･啓発活動の推進

“社会を明るくする運動”の推進

社会を明るくする運動を推進し、犯罪や非行、再犯の防止について、広報・啓発活動を行います。 **【地域長寿課】**

再犯防止に関する情報発信【再掲】

再犯防止に関するポータルサイトを作成し、本市の取組の情報提供及び保護司のなり手確保に向けた情報発信など、更生保護関係団体等の活動について広く周知します。 **【地域長寿課】**

地域住民への理解の促進

「金沢市地域福祉計画２０１８ 再犯防止推進編」について、市民への理解促進を図るとともに、金沢市民が犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会を作るために、犯罪をした人たちへの差別・偏見をなくし、再び罪を犯すことのないよう、地域社会への受入れ及びサポート体制構築への市民の機運と意識づけを図ります。 **【地域長寿課】**

地域・福祉関係者への研修の実施【再掲】

更生保護に関する理解促進のため、民生委員児童委員を対象とした研修に保護司をはじめとした民間ボランティアの活動や再犯防止に関する視点を取り入れ、地域住民に広く共有されるよう努めます。 **【地域長寿課】**

学校教育における規範意識の醸成

学校において、学年に応じた学習内容により、児童生徒に社会のルールを守ることの重要性を理解させ、規範意識の向上を図ります。

【市立小・中・高等学校】

③ 国・県・他の市町との連携強化

再犯防止にかかる機関との連携強化

「金沢市再犯防止推進会議（仮称)」を開催し、国の機関、民間団体、本市の関係部局による情報交換及び再犯防止推進計画における取組事項の進捗を確認し、再犯防止にかかる事業の充実と関係機関の連携強化を図ります。

【地域長寿課】

地域生活定着支援センターとの連携強化【再掲】

高齢、障害又は生活の困窮により自立した生活が困難な矯正施設出所者が、退所後直ちに福祉サービス等の利用が必要な場合、石川県地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設及び矯正施設等が行う調整に協力します。 **【福祉局・保健局】**

再犯防止推進作業部会　委員名簿

（敬称略）

区分	所属等	氏名
学識経験者	金沢大学人間社会研究域人間科学系教授	眞鍋　知子
福祉関係	金沢市地区社会福祉協議会会長部会	川元　傳
	金沢市民生委員児童委員協議会会長	髙野　善一
	金沢市社会福祉協議会自立生活サポートセンター所長	後出　建司
	石川県地域生活定着支援センター支援員	安田　博之
更生保護関係	金沢保護区保護司会会長	米澤　明孝
	更生保護法人徳風苑常務理事兼施設長	円山　正三
国の機関	金沢刑務所処遇部統括矯正処遇官（分類）	岫　圭介
	金沢保護観察所企画調整課長	溝川　公平
	石川労働局職業安定部職業対策課長	諸田　一良

計画策定経過

日程	内容
令和２年７月29日	第１回作業部会 ・現状と課題について （金沢刑務所、金沢保護観察所、石川県地域生活定着支援センター） ・今後の予定について
令和２年10月２日	第２回作業部会 ・中間取りまとめ（骨子案等）
令和２年11月10日 ～12月９日	パブリックコメントの実施 ・意見募集期間 令和２年11月10日（火）から令和２年12月９日（水）まで
令和２年12月24日	第３回作業部会 ・「再犯防止推進編（案）」について
令和３年１月21日	金沢市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会に 「再犯防止推進編（案）」を提示
令和３年３月19日	「金沢市地域福祉計画２０１８ 再犯防止推進編」策定

用語解説

用語	説明
矯正施設	犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設で、法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院がある
協力雇用主	犯罪や非行をした人の雇用に協力する事業主
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、改善更生して自立することを支援する活動
更生保護 サポートセンター	保護司、保護司会が、地域の関係機関や団体と連携しながら、地域で更生保護の活動を行うための拠点
更生保護施設	保護観察所が、宿泊場所や食事の提供、就職支援、生活指導等を委託する施設で、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置するもの
更生保護女性会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者や非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体
再犯者	過去に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再度、検挙された者
社会を明るくする 運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止、罪を犯した人等の更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動
自立準備ホーム	保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が設置するもの
地域生活定着 支援センター	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設の出所者等に対し、退所後、速やかに、福祉サービスを受けることができるようにする準備を、保護観察所と協働して実施する機関
生活環境の調整	保護観察官や保護司が、刑務所などにいる人の釈放後の住居や就業先などについて調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、円滑な社会復帰を目指すもの
特別調整	生活環境調整のうち、特別の手続きに基づいて帰住地の確保等の生活環境の整備を行うもので、対象者は、次の６つの要件すべてを満たす人 １ 高齢、又は障害を有すると認められること ２ 矯正施設退所後の適当な住居がないこと ３ 矯正施設退所後に福祉サービス等を受けることが必要と認められること ４ 円滑な社会復帰のために、保護観察所の特別な手続きによる生活環境調整の対象とすることが相当と認められること ５ 上記調整の対象となることを希望していること ６ 上記調整の実施のために必要な範囲内で、個人情報を公共の保健福祉に関する機関等に提供することに同意していること
ＢＢＳ会	非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動（ＢＢＳ運動：Big Brothers and Sisters Movement）を行う青年のボランティア団体
保護司	犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員

参考

〇再犯の防止等の推進に関する法律（一部抜粋）

（目的）
第一条　この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）
第二条　この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。
２　この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（国等の責務）
第四条　国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
２　地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）
第八条　都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
２　都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

参考

〇国の再犯防止推進計画に提示されている５つの基本方針と７つの重点課題

［５つの基本方針］
①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共体団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。
⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

［７つの重点課題］
①就労・住居の確保等
②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
③学校等と連携した修学支援の実施等
④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
⑥地方公共団体との連携強化等
⑦関係機関の人的・物的体制の整備等